



# 鳥取県公報

令和8年6月12日（金）  
第9797号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	クリーニング師の研修及びクリーニング所の業務従事者に対する講習の指定 （350）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 土地改良区の解散（351）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・・・ 3 国土調査の成果の認証（352）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 県営土地改良事業の工事の完了（3件）（353～355）（東部農林事務所）・・・・・・ 4 指定居宅サービス事業者の指定（356）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 5 指定介護予防サービス事業者の指定（357）（〃）・・・・・・・・・・・・ 5 開発行為に関する工事の完了（358）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・ 5
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・ 5 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・・・ 6
◇ 正 誤	令和7年5月30日付鳥取県公報号外第59号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

# 告 示

## 鳥取県告示第350号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 デジタル技術を活用した第1型研修及び第1型講習の開催期間及び受講方法
  - (1) クリーニング師研修  
開催期間 令和8年6月12日（金）から令和9年3月31日（水）まで  
受講方法 オンデマンド方式
  - (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習  
開催期間 令和8年6月12日（金）から令和9年3月31日（水）まで  
受講方法 オンデマンド方式
  - (3) 業務従事者講習  
開催期間 令和8年6月12日（金）から令和9年3月31日（水）まで  
受講方法 オンデマンド方式
- 3 第1型研修及び第1型講習の日時及び場所等
  - (1) クリーニング師研修  
日時 令和8年10月11日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
  - (2) 業務従事者講習  
日時 令和8年10月11日（日）午後1時から午後5時まで  
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
  - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
  - (4) 第1型研修のうち特別管理産業廃棄物管理責任者の資格取得講習の科目は、今年度実施しない。
- 4 第2型研修（第1型研修を都合により受講できないクリーニング師が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）及び第2型講習（第1型講習を都合により受講できない業務従事者が通信制で受講するものをいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
  - (1) 第2型研修  
レポートの提出締切日 令和8年11月16日（月）  
受講対象者 第1型研修を都合により受講できないクリーニング師
  - (2) 第2型講習  
レポートの提出締切日 令和8年11月16日（月）  
受講対象者 第1型講習を都合により受講できない業務従事者
- 5 受講申込期間
  - (1) デジタル技術を活用した第1型研修及び第1型講習  
令和8年6月12日（金）から令和9年3月31日（水）まで
  - (2) 第1型研修及び第1型講習  
令和8年9月3日（木）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 第2型研修及び第2型講習

令和8年10月13日(火)から同月23日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

6 受講料

(1) デジタル技術を活用した第1型研修及び第1型講習

ア クリーニング師研修(特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含まないもの) 5,000円

イ クリーニング師研修(特別管理産業廃棄物管理責任者講習を含むもの) 8,000円

ウ 特別管理産業廃棄物管理責任者講習 3,000円

エ 業務従事者講習 4,500円

(2) 第1型研修及び第2型研修 5,000円

(3) 第1型講習及び第2型講習 4,500円

7 受講申込先及び問合せ先

(1) デジタル技術を活用した第1型研修及び第1型講習

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目8-2

電話 03-5777-0341

ホームページ <https://seiei-cl.jp/pages/online-about>

(2) 第1型研修及び第1型講習並びに第2型研修及び第2型講習

公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター

鳥取市松並町二丁目160城北ビル109号

電話 0857-29-8590

鳥取県告示第351号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により、岩美土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第352号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
米子市	令和5年度から令和6年度まで	米子市(淀江町本宮の一部)の地籍図及び地籍簿	米子市淀江町本宮の一部	令和8年6月2日
東伯郡三朝町	令和3年度から令和5年度まで	三朝町(大字坂本の一部(20213136401))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字坂本の一部	〃
〃	令和4年度から令和5年度まで	三朝町(大字三徳の一部(20223136401))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字三徳の一部	〃
〃	〃	三朝町(大字三徳(20223136402)及び大字坂本(20223136403))	三朝町大字三徳及び大字坂本の各一部	〃

		の各一部) の地籍図及び地籍簿		
〃	〃	三朝町(大字福吉の一部(20223136405))の地籍図及び地籍簿	三朝町大字福吉の一部	〃
八頭郡八頭町	令和3年度から令和6年度まで	八頭町(大字門尾及び大字堀越の各一部(20203132900))の地籍図及び地籍簿	八頭町大字門尾及び大字堀越の各一部	〃
〃	〃	八頭町(大字門尾の一部(20203132919))の地籍図及び地籍簿	八頭町大字門尾の一部	〃
〃	〃	八頭町(大字池田及び大字郡家の各一部(20203132943))の地籍図及び地籍簿	八頭町大字池田及び大字郡家の各一部	〃
〃	〃	八頭町(大字郡家の一部(20203132947))の地籍図及び地籍簿	八頭町大字郡家の一部	〃
〃	令和3年度から令和7年度まで	八頭町(大字下門尾の一部)の地籍図及び地籍簿(20203132901)	八頭町(大字下門尾の一部)	〃
〃	〃	八頭町(大字下門尾の一部)の地籍図及び地籍簿(20203132915)	〃	〃
東伯郡三朝町	令和5年度から令和6年度まで	三朝町(大字三徳の一部(20233136401))の地籍図及び地籍簿	三朝町(大字三徳の一部)	〃

鳥取県告示第353号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 七谷地区 ため池等整備	令和6年7月5日

鳥取県告示第354号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営水利施設等保全高度化事業 古海第2地区 農業用排水	令和7年3月19日

**鳥取県告示第355号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業 湖山砂丘地区 農業用排水	令和7年10月8日

**鳥取県告示第356号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リハビリネクスト	てとて訪問看護ステーション米子	米子市新開五丁目2-8	令和8年7月6日	訪問看護

**鳥取県告示第357号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和8年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社リハビリネクスト	てとて訪問看護ステーション米子	米子市新開五丁目2-8	令和8年7月6日	介護予防訪問看護

**鳥取県告示第358号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和8年6月12日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

- 1 開発許可の年月日及び番号  
令和8年5月12日 鳥取県指令第202600039225号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市外江町字大草沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市外江町2277-3  
浅川 玄太

**公 告**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和8年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日時	場所	受講対象者
初心者講習		令和8年7月2日 午前10時から午後3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第33会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和8年7月14日 午後1時30分から午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和8年6月12日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

## 2 開催の日時、場所等

### (1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年7月4日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人
令和8年7月12日 午前9時から午前 11時15分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	〃	〃	5人
令和8年7月13日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和8年7月27日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

### (2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日時	場所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和8年7月7日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃 等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	5人
令和8年7月14日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和8年7月28日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

## 3 講習科目

### (1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

### (2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

### (1) 講習受講手数料 14,000円

### (2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

## 6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

## 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

---

## 正 誤

令和7年5月30日付鳥取県公報号外第59号（鳥取県情報公開条例の運用状況について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 7

欄 未裁決の欄

行 36

誤 1

正 0

頁 7

欄 棄却の欄

行 36

誤 4

正 5

頁 7

欄 未裁決の欄

行 下から32

誤 1

正 0

頁 7

欄 棄却の欄

行 下から32

誤 0

正 1